

平成 2 9 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 9 年 9 月 1 日

印刷物番号

29-39

も く じ

認定第 1 号	平成 2 8 年度大東市一般会計歳入歳出決算について -----	別冊
認定第 2 号	平成 2 8 年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 3 号	平成 2 8 年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に ついて -----	別冊
認定第 4 号	平成 2 8 年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 5 号	平成 2 8 年度大東市都市開発資金特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 6 号	平成 2 8 年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について -----	別冊
認定第 7 号	平成 2 8 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算 について -----	別冊
認定第 8 号	平成 2 8 年度大東市水道事業会計決算について -----	別冊
認定第 9 号	平成 2 8 年度大東市下水道事業会計決算について -----	別冊
報告第 8 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について -----	1
報告第 9 号	平成 2 8 年度大東市水道事業会計資金不足比率について -----	3
報告第 1 0 号	平成 2 8 年度大東市下水道事業会計資金不足比率について -----	4
議案第 5 4 号	平成 2 9 年度大東市一般会計補正予算（第 2 次）について -----	別冊
議案第 5 5 号	平成 2 9 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次） について -----	別冊
議案第 5 6 号	平成 2 9 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について -----	別冊
議案第 5 7 号	平成 2 9 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について -----	別冊
議案第 5 8 号	平成 2 9 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）につ いて -----	別冊
議案第 5 9 号	平成 2 9 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 次）について -----	別冊

議案第60号	大東市教育委員会委員の任命について -----	5
議案第61号	平成28年度大東市水道事業利益剰余金処分について -----	6
議案第62号	大東市立野崎駅南自転車駐車場、大東市立野崎駅西自転車駐車場 場および大東市立四条畷駅西自転車駐車場の指定管理者の指定 について -----	7
議案第63号	大東市立総合文化センターの指定管理者の指定について -----	8
議案第64号	大東市立歴史とスポーツふれあいセンターおよび大東市立堂山 古墳群史跡広場の指定管理者の指定について-----	9
議案第65号	大東市立中央図書館、大東市立西部図書館、大東市立東部図書 館および大東市立生涯学習ルーム「まなび南郷」の指定管理者 の指定について-----	10
議案第66号	大東市緑の基本計画の変更について -----	別冊
議案第67号	大東市基金条例の全部改正について -----	11
議案第68号	大東市市税条例等の一部を改正する条例について -----	16
議案第69号	大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条 例等の一部を改正する等の条例について -----	20
議案第70号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部 を改正する条例について -----	33
議案第71号	大東市都市公園条例の一部を改正する条例について -----	37
議案第72号	大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例に ついて -----	40

報告第8号

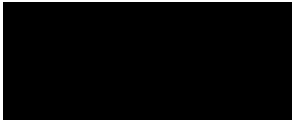
訴えの提起に係る専決処分報告について

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。


平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一


<専決処分そのI>

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成29年5月12日 |
| 2 事 件 名 | 大阪地方裁判所平成29年(ワ)第5962号
建物明渡等請求事件 |
| 3 訴えの相手方 |  |
| 4 訴訟物の価格 | 金3,444,518円 |
| 5 請求の趣旨 | (1) 建物を明け渡せ。
(2) 1,669,260円及び平成29年3月8日から平成29年3月31日まで月額188,500円の割合による金員並びに平成29年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額185,700円の割合による金員を支払え。
(3) 駐車場を明け渡せ。
(4) 30,000円及び平成28年4月1日から本件駐車場明渡済に至るまで月額6,000円の割合による金員を支払え。
(5) 訴訟費用は、被告の負担とする。 |
| 6 訴えの理由 | 長期にわたり市営住宅家賃等を漫然と滞納したため。 |

<専決処分そのⅡ>

- 1 専決処分の日 平成29年5月12日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成29年（ハ）第562号
建物明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 
- 4 訴訟物の価格 金552,146円
- 5 請求の趣旨 (1) 建物を明け渡せ。
(2) 136,100円及び平成29年3月8日から平成29年3月31日まで月額47,400円の割合による金員並びに平成29年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額47,000円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。

<専決処分そのⅢ>

- 1 専決処分の日 平成29年5月12日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成29年（ハ）第563号
建物明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 
- 4 訴訟物の価格 金742,617円
- 5 請求の趣旨 (1) 建物を明け渡せ。
(2) 270,790円及び平成29年2月12日から平成29年3月31日まで月額106,900円の割合による金員並びに平成29年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額105,300円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。

報告第9号

平成28年度大東市水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

報告第10号

平成28年度大東市下水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

議案第60号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 太田 忠雄氏の任期が、平成29年10月7日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	太 田 忠 雄
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成17年4月	～ 平成21年3月	大東市立深野北小学校長
平成21年4月	～ 平成25年3月	大東市立氷野小学校長
平成28年9月	～ 現在	大東市教育委員会委員

議案第61号

平成28年度大東市水道事業利益剰余金処分について

平成28年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		756,687,976 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	△427,190,793 円	
	(2) 減債積立金	△30,000,000 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>△150,000,000 円</u>	<u>△607,190,793 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>149,497,183 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第62号

大東市立野崎駅南自転車駐車場、大東市立野崎駅西自転車駐車場および大東市立四条畷駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立野崎駅南自転車駐車場、大東市立野崎駅西自転車駐車場および大東市立四条畷駅西自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立野崎駅南自転車駐車場
大東市立野崎駅西自転車駐車場
大東市立四条畷駅西自転車駐車場 |
| 2 指定管理者 | 大東市南新田一丁目3番13号
有限会社 サード・パーティ・ロジテック |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで |

議案第63号

大東市立総合文化センターの指定管理者の指定について

大東市立総合文化センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立総合文化センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市北区東天満二丁目7番12号
株式会社 アステム |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第64号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンターおよび大東市立堂山古墳群史跡広場の指定管理者の指定について

大東市立歴史とスポーツふれあいセンターおよび大東市立堂山古墳群史跡広場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター
大東市立堂山古墳群史跡広場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市北区東天満二丁目7番12号
株式会社 アステム |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第65号

大東市立中央図書館、大東市立西部図書館、大東市立東部図書館および大東市立生涯学習ルーム「まなび南郷」の指定管理者の指定について

大東市立中央図書館、大東市立西部図書館、大東市立東部図書館および大東市立生涯学習ルーム「まなび南郷」の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立中央図書館
大東市立西部図書館
大東市立東部図書館
大東市立生涯学習ルーム「まなび南郷」 |
| 2 指定管理者 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社 図書館流通センター |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第67号

大東市基金条例の全部改正について

大東市基金条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市公民連携基金および大東市ふるさと振興基金を設置すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成2年条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項および第8項の規定に基づき、基金の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として設置する基金の名称および設置の目的は、次のとおりとする。

基金の名称	設置の目的
大東市財政調整基金	年度間の財源の調整を図ることにより財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
大東市交通災害共済基金	交通災害共済事業の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
大東市火災共済基金	火災共済事業の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
大東市福祉基金	社会福祉事業の充実に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市職員退職手当基金	職員の退職手当の支払に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市公共施設等整備保全基金	公共施設等の整備および保全事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市緑化基金	都市緑化の推進および緑の保全のための事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市減債基金	市債の償還財源を確保することにより財政の健全

	な運営に資するため資金を積み立てること。
大東市災害対策基金	災害の対策に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市市営住宅整備基金	市営住宅の整備事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市庁舎整備基金	庁舎の建設および大規模な改修工事等に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市スポーツ振興基金	スポーツ振興事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市介護給付費準備基金	介護保険の中期財政運営期間中における保険給付の円滑な実施に資するため資金を積み立てること。
大東市教育文化基金	国語力育成等、教育および文化の向上に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市子ども基金	子どもの福祉事業の充実に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市安全で安心なまちづくり基金	安全で安心なまちづくりの推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市魅力づくり基金	魅力あるまちづくりの推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市学校施設整備基金	学校施設の整備に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市産業振興基金	産業の振興に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市公民連携基金	公民連携事業の充実に充てるため当該事業により生み出される収益を積み立てること。
大東市ふるさと振興基金	寄附者が指定した事業に活用するためふるさと納税としての寄附金を積み立てること。

2 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として設置する基金の名称および設置の目的は、次のとおりとする。

基金の名称	設置の目的
大東市物品調達基金	物品の買入れを効率的に行うため資金を運用すること。
大東市生活福祉資金貸付基金	生活福祉資金貸付事業の健全な運営に資するため資金を運用すること。
大東市奨学貸付基金	奨学貸付事業の健全な運営に資するため資金を運用すること。
大東市土地開発基金	公共もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するため、およびこれらの土地を取得するのに要する資金を貸し付けるため資金を運用すること。

3 前項に規定する基金の額は、規則で定める。

(積立て)

第3条 基金（前条第2項に規定する基金（大東市土地開発基金を除く。）を除く。）として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(処分)

第4条 基金（第2条第2項に規定する基金（大東市土地開発基金を除く。）を除く。）は、第2条に規定する設置の目的を達成するための事業等に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(管理)

第5条 基金（第2条第2項に規定する基金（大東市土地開発基金を除く。）を除く。）に属する現金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第7条 基金（第2条第2項に規定する基金（大東市土地開発基金を除く。）を除く。）の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、それぞれ当該収益の生じた基金に積み立てるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年4月1日付けで施行されたことに伴い、急を要する部分は専決処分を行ったが、同日以降に係る施行分について、関係規定の一部改正を行う必要等があるため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第20条の3の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第45項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条の4 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条および新条例」を「大東市市税条例第82条および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)(I)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)(II)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第16条第1項	第82条	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第

		21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(I)の項	第2号ア(ウ)(I)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(I)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(II)の項	第2号ア(ウ)(II)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(II)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大東市市税条例付則第5条第1項の改正規定および次条の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第69号

大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を
改正する等の条例について

大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等
の条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪府の福祉医療助成制度が再構築されることに鑑み、所要の改正を行うため。

大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を
改正する等の条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者および知的障害者」を「重度障害者」に、「もつて」を「もって」に改める。

第2条第1項中「あつて」を「あつて」に改め、「社会保険各法」という。）の次に「もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加え、「もの」を「者」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者または特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「または社会保険各法」を「、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律」に、「あつた」を「あった」に改め、「() または社会保険各法」の次に「もしくは高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）もしくは組合員（被保険者もしくは組合員）」を「被保険者、組合員もしくは加入者（被保険者、組合員もしくは加入者）」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 廃止前の大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）により医療証の交付を受けている者

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）または大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）により医療証の交付を受けている者

第2条に次の1項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

第2条の2第1項中「前年」の次に「の所得」を加え、「の間」を削り、「受けることになる者にあつては、前々年の所得」を「受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）」に、「規則に」を「規則で」に改め、同条第2項中「被害者」を「被災者」に、「まで、前項の」を「までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の」に改め、同条第4項中「規定される」を「計算される」に、「もの」を「者」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険法または社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律」に、「特別療養費（指定訪問看護事業

者から指定訪問看護を受けたときを除く。) および家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費または家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養(以下「子どもの食事療養」という。)」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養(子どもの食事療養を除く。)もしくは生活療養に係る給付または精神病床への入院」に改め、同条第2項第1号中「負傷について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項第2号中「支払った」を「支払った」に、「もつて」を「もって」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関もしくは保険薬局または同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費または市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条および第5条を次のように改める。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定に関わらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手

帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度を判定された者にあつては療育手帳または判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、または特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

第6条を削る。

第7条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所または薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する医療機関において第3条第1項の規定の適用」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関に」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削り、同条を第7条とする。

第10条第1項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第13条を第14条とする。

第12条中「手段により」の次に「医療費の」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

（事実の調査）

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

（助成の制限）

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、または答弁もしくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部または一部を行わないことができる。

(大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活の安定と児童の健全な育成」を「、その健康の保持、生活の安定および児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進」に改める。

第1条の2第2項中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、「あつた」を「あつた」に改め、同項第1号中「婚姻」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同条第3項中「あつて」を「あつて」に改める。

第2条第1項中「有する者」の次に「であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者または規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)もしくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者もしくは被扶養者」を加え、同条第2項第4号中「および」を「または」に、「または」を「もしくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第44号)」を「大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第44号)または大東市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第15号)」に、「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「大東市老人医療費の助成に関する条例」を「廃止前の大東市老人医療費の助成に関する条例」に、「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員(世帯主もしくは組合員であった

者を含む。) または社会保険各法もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員もしくは加入者(被保険者、組合員もしくは加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第2条の2の見出しを「(所得制限)」に改め、同条第1項第1号中「1月から」を「各年の1月から」に、「あつては前々年所得」を「あつては前々年の所得」に改め、同条第2項中「損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる」を「、自己または所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。))につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない」に改め、同条第4項中「第1項に」を「同項に」に、「規則で」を「、規則で」に改める。

第3条の見出しを「(助成の範囲)」に改め、同条中「規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)または国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」を「国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律」に、「特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。))および家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費または家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養(以下「子どもの食事療養」という。))」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養(子どもの食事療養を除く。))もしくは生活療養に係る給付または精神病床への入院」に、「対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員(世帯主もしくは組合員であった者を含む。))または社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員もしくは加入者(被保険者、組合員もしくは加入者であった者を含む。))」を「対象者等」に改め、「ひとり親家庭医療費として」を削り、同条第2項中「助成しない」を「助成を行わない」に改め、同項第1号中「負傷について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われるときはその額」を「医療に関

する給付を受けることができるとき。」に改め、同項第2号中「医療費」を「対象者の支払った一部負担金」に、「もつて」を「もって」に、「ときはその額」を「とき。」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関もしくは保険薬局または同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費または市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条の見出しを「(医療証の申請)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

第5条を次のように改める。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から開始する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日もしくは死別した日または扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、第1項の規定にかかわらずその理由により、申請をすることができなかった日から開始する。

第6条を削る。

第7条中「受けた」を「受けている」に、「が、市長と契約を締結した病院、診療所または薬局(以下「契約医療機関」という。)において診療を受けようとするときは」を「は、

大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価格の限度において」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできない。

2 医療証は、譲渡し、または貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の助成を受けた者または前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部の返還または支払を請求することができる。

第10条第1項中「あつた」を「あった」に、「速やかにその旨を」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第2項中「届出義務者は」を「届出義務者が」に改め、「速やかに」を削る。

第13条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第14条とする。

第11条および第12条を削り、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、または答弁もしくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部または一部を行わないことができる。

(大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)」を「訪問看護療養費、家族訪問看護療養費」に改める。

第3条第3項第1号中「大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に、「医療費の助成を受けることができる」を「医療証の交付を受けている」に改め、同項第2号中「医療費の助成を受けることができる」を「医療証の交付を受けている」に改める。

第4条第1号中「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)」を「訪問看護療養費、家族訪問看護療養費」に改め、「支給を受けたとき」の次に「(生活療養に係る給付または精神病床への入院に係る給付を除く。)」を加える。

第6条の見出し中「助成」を「医療証」に改める。

第8条中「受けた」を「受けている」に、「契約医療機関において診療」を「大阪府内に住所を有する医療機関において第4条の規定の適用」に改め、「受けようとするときは、」の次に「当該医療機関に」を加える。

第9条を次のように改める。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その限度において、助成額の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

第10条を削る。

第11条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、または貸与してはならない。

第13条を第15条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

(届出の義務)

第12条 対象者の保護者は、対象者が住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（事実の調査）

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする対象者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、対象者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に関し対象者の保護者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

（大東市老人医療費の助成に関する条例の廃止）

第4条 大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

第3条 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設または児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認

める市町村の対象者について適用し、同条第11項に規定する障害者支援施設または児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

第4条 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、同日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第5条 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例第4条、第8条、第11条および第12条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

第7条 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、同日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第8条 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条および第10条から第12条までの規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 改正後の大東市子どもの医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

第10条 改正後の大東市子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対

象者について適用し、同日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第11条 改正後の大東市子どもの医療費の助成に関する条例第6条および第12条から第14条までの規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

(大東市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第12条 この条例の施行の日以後に行われた廃止前の大東市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日前に行われた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

第13条 この条例の施行の日前における旧条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から大東市に住所を変更した者を含む。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。

第14条 この条例の施行の日前における旧条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から大東市に住所を変更した者を含む。）が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧条例第3条に規定する助成の範囲については、前条の規定に関わらず、なお従前の例による。

第15条 この条例の施行の日前における旧条例第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日以後、大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例または大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）により医療証の交付を受けたときは、前2条の規定に関わらず、助成の対象としない。

議案第70号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

福祉医療費の助成に係る事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号を利用すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

第1条 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中(5)の項を(8)の項とし、(1)の項から(4)の項までを3項ずつ繰り下げ、同部に(1)の項から(3)の項までとして次の3項を加える。

(1) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）による身体障害者および知的障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--

(2) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--

(3) 大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2市長の部中(13)の款を(15)の款とし、(7)の款から(12)の款までを2款ずつ繰り下げ、(6)の款を削り、(5)の款を(8)の款とし、(4)の款を(7)の款とする。

別表第2市長の部(3)の款(2)の項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同款を同部(6)の款とし、同部(2)の款の次に次の3款を加える。

(3) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例によ	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
-------------------------------------	-------------------------

<p>る身体障害者および知的障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p>(4) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(5) 大東市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

第2条 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部(1)の項中「大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に、「身体障害者および知的障害者」を「重度障害者」に改める。

別表第2市長の部(3)の款中「大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関

する条例」を「大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に、「身体障害者および知的障害者」を「重度障害者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第71号

大東市都市公園条例の一部を改正する条例について

大東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

都市公園における夜間照明設備の使用料を規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市都市公園条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「制限」を「許可」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(5) 夜間照明設備を有する都市公園において、夜間照明設備を使用すること。

第24条第1項中「都市公園の使用」を「使用」に改める。

第31条を第32条とし、第25条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第24条の次に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第25条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、規則に定めるところにより、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

別表に次のように加える。

夜間照明設備を使用すること	1場所	30分	500	
---------------	-----	-----	-----	--

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 単位の計算については、30分を単位とするものにあつては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月、年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとする。
- 2 使用料の額が1件50円未満であるときまたは使用料の額に50円未満の端数があるときは、50円として計算するものとする。

付 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

議案第72号

大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例について

大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立青少年野外活動センターについて、青少年だけでなく幅広い年齢層の市民に対し、野外活動の体験および自然教育等の場を提供すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立青少年野外活動センター条例（昭和60年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市立野外活動センター条例

第1条を次のように改める。

（設置目的）

第1条 野外活動および集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、自然教育等により、市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するため、大東市立野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 名称 大東市立野外活動センター

第3条第1号中「青少年の」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 共同宿泊体験およびレクリエーションに関すること。

第3条第3号中「研修」を「育成および研修」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「目的」を「設置目的」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自然教育等の普及、実施、指導および研究に関すること。

第4条第1項および第2項を次のように改める。

センターの使用時間は、次のとおりとする。

区 分	使用時間
宿 泊	午後4時から翌日の午前10時まで
日 帰 り	午前9時から午後5時まで（施設または付属設備の使用は、午前10時から午後4時まで）

駐車場	午前8時45分から午後5時45分（宿泊者がいる場合は午後9時）まで
-----	-----------------------------------

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、本館（管理棟の宿泊室および食堂）の使用は、夏季期間（7月15日から8月31日までにおいて別に定める期間をいう。以下同じ。）のみとする。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 月曜日（宿泊予約のある場合および夏季期間を除く。）

(3) 暴風警報もしくは大雨警報の発令時または積雪、道路凍結その他荒天等により来館者が見込めないとき。

第5条中「3日」を「5日」に改める。

第17条から第19条までを削る。

第16条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「委員会または指定管理者」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第18条とする。

第14条を第17条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「使用料」を「規則の定めるところにより利用料金」に改め、同条を第15条とする。

第11条を削る。

第10条の見出し中「入館」を「入場」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「入館」を「入場」に、「退館」を「退場」に、「支障があると」を「支障あると」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条 使用者は、別表に定める利用料金（付属設備等については、規則で定める利用料金）を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、別表に定める利用料金（冷暖房使用に係る利用料金を除く。この項において同じ。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 本市内に在住、在勤または在学しない者（団体の場合は、当該団体の主な所在地または活動地が本市内にないもの）が使用する場合 10割

(2) 営利、営業その他これらに類する目的で使用する場合 10割

第9条の見出しを「(順守事項)」に改め、同条中「入館者」を「入場者」に、「遵守」を「順守」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第9条第2項の条件に違反したとき。

第8条第2項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に、「生ずる」を「生じる」に、「責」を「責め」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定の政党の利害に関する活動または特定の宗教を支援する活動であると認めるとき。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に、「条件」を「管理上必要な条件」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第6条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 前条の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務

(3) センターの使用の許可その他運営に関する業務

(4) 利用料金の収受に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表に規定する利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定手続等)

第8条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

使用区分		単位	使用者区分	利用料金 (円)
本館	宿泊	1人1泊	一般	300
			中学生以下	200
	日帰り	1人1日	一般	200
			中学生以下	100
テント		1人1泊	一般	200
			中学生以下	100
冷暖房使用	集会室	1団体1時間当たり		250
	上記以外本館各室	1部屋1時間当たり		100
全館占用使用		1日		10,000
プロジェクトアドベンチャー (5人から15人まで)		3時間		10,000
駐車場（センターのうち駐車場のみを使用する者が使用する場 合に限る。）		1時間を超える30分ごと	100 (1日（午前0時から午後12時 時まで）当たり1,000円 を限度とする。)	
		使用時間以外の場合 は1時間ごと		

備考 プロジェクトアドベンチャーの使用は、昼間で使用環境の良い場合に限ることとし、使用に当たっては指導員を配置する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市立野外活動センター条例の規定は、平成30年4月1日以後に使用する場合について適用し、同日前に使用する場合については、なお従前の例による。